



三重県公報

令和8年9月4日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	監 査 委 員 公 表		
7	監査結果に対する措置の公表	（ 監 査 委 員 ）	1

監査委員公表

監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年10月28日から令和8年2月13日までに実施しました財政的援助団体等の監査について、その結果に基づき令和8年6月までに講じた措置が知事から通知されましたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年9月4日

三重県監査委員	村 上	亘
三重県監査委員	倉 本	崇 弘
三重県監査委員	中 瀬	信 之
三重県監査委員	伊 賀	恵

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	地域連携・交通部	団体名	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター				
監査結果及び意見							
(1) 公益法人制度改革に伴い、平成 24 年度に財団法人から一般財団法人へ移行した際の公益目的財産額に相当する額を令和 12 年度までの公益目的支出計画に沿って、公益目的のために支出しており、実施事業会計の収支差額がマイナスとなっている状況の中、団体全体としても赤字が平成 23 年度から継続していることから、将来の事業継続及び施設の維持更新に必要な財源確保の観点で課題がある。 また、令和 8 年度に現在の中期経営計画の終期を迎えることから、収支構造を整理したうえで、船舶保管施設利用に係る料金体系の見直しや、当該保管施設の利用率向上を目指すことをはじめ、付帯施設の利用も含めた実効性ある振興策や改善策を講じるとともに、公益目的支出計画完了を見据えて、県、市等関係機関とその後の団体のあり方について整理検討し、その結果を次期経営計画へ反映されたい。 (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>財務諸表</td><td>ア 退職給付引当金が計上不足であった。 イ 未払消費税が計上不足であった。</td></tr></table>				項 目	内 容	財務諸表	ア 退職給付引当金が計上不足であった。 イ 未払消費税が計上不足であった。
項 目	内 容						
財務諸表	ア 退職給付引当金が計上不足であった。 イ 未払消費税が計上不足であった。						
所管部局に対する意見							
(3) 公益目的支出計画完了を見据えて、今後の団体における公益事業のあり方について、関係者を含めて検討、協議されたい。 また、団体全体の経常収支が長期にわたり赤字となっていることから、安定した経営基盤を確保できるよう、指導・助言等を行われたい。 (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1) 安定した経営基盤の確保に向けては、船舶保管施設の利用に向けたキャンペーンの実施や広報活動の強化などにより新規利用者の獲得を図り、利用率の向上に努めるとともに、利用料についても、近隣同種施設の料金体系等を参考にしながら、適正な料金となるよう来年度からの改定を念頭に検討を進めます。 また、公益目的支出計画の完了を見据え、当団体の設立趣旨や社会的役割をふまえながら、次期経営計画の検討を進めていきます。検討にあたっては、県、関係機関の意見を幅広く聴取し、社会的要請や事業の有効性、持続可能性を十分に考慮していきます。 (2)							
<table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>財務諸表</td><td>ア 令和 7 年度決算において退職金所要額分と同額を負債計上しました。 イ 令和 7 年度未払消費税の不足のないよう計上しました。</td></tr></table>				項 目	内 容	財務諸表	ア 令和 7 年度決算において退職金所要額分と同額を負債計上しました。 イ 令和 7 年度未払消費税の不足のないよう計上しました。
項 目	内 容						
財務諸表	ア 令和 7 年度決算において退職金所要額分と同額を負債計上しました。 イ 令和 7 年度未払消費税の不足のないよう計上しました。						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(3) 安定した経営基盤の確保に向けて、主たる収入源である船舶保管施設にかかる新規利用者の増加を図るため、陸上保管エリアの有効活用など当該施設の強みを生かした取組の推進や、利用料の改定について検討するよう現地を訪問し指導しました。 また、公益目的支出計画の完了を見据え、当団体の社会的役割や収益構造を整理し、料金体							

系の見直し等により持続可能な事業展開を図るよう助言を行いました。

今後も安定した経営基盤の確保にむけた取組が促進されるよう指導・助言等を行います。

(4) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。

今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	医療保健部	団体名	公立大学法人三重県立看護大学
補助金等名	①公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金、②公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金、③公立大学法人三重県立看護大学授業料等減免費交付金		
監査結果及び意見			
(1) 入試問題の誤りが 2 年連続して見られたことから、事案を精査して学修支援等の受験者への対応を適切に行うとともに、原因を究明し、他大学の取組等を参考に再発防止を徹底されたい。 (2) 500 時間を超える超長時間勤務労働者が発生している。また、教員満足度アンケートの結果は 49.61 点と、前年度より 6.64 ポイント低下しているなど、教職員を取り巻く労務環境は厳しく、引き続き心理的安全性の確保や労務環境の改善に努められたい。			
所管部局に対する意見			
(3) 概ね適正に処理されていた。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕 (1) 今回の事案をふまえ、令和 8 年 2 月に実施した令和 8 年度一般選抜（前期日程）の入試問題作成業務においては、点検担当者の増員を行うとともに、作問担当者および点検担当者による専門的な視点に加え、デバイス上での誤字脱字の確認や問題文の日本語表現の適切性の点検を行うなど、一般的な視点も取り入れた多角的な点検体制の下で実施しました。 また、試験当日においても作問担当者による最終確認に加え、試験実施本部で待機している教職員が実際に問題を解きながら点検を行うなど、点検体制の強化を図りました。 今後も、問題および解答の作成時を含めた各段階における確認を徹底するとともに、専門的な視点と一般的な視点を組み合わせた多角的な点検体制を維持し、入試選抜業務の適正な実施に努めます。あわせて、国の動向や他大学の状況も参考にしながら、より効果的な点検方法の導入について検討を進めます。 追加合格者の入学後の学修支援や学生生活支援については、一人ひとりの事情に応じたきめ細かな対応を行っています。また、経済的補償についても、個別の事情をふまえ、社会通念上相当と認められる範囲で適切に対応しました。 (2) 超長時間労働の解消に向けた対策として、令和 7 年度に組織体制を見直すことで業務の平準化を行いました。また、教員満足度アンケートから得られた意見に基づき、学内各種委員会の統合及び委員会定数の削減を決定しました。さらに、教職員が健康で働きやすい職場環境づくりを進めるため、ハラスメント研修での教員相互の意見交換の実施、健康管理上留意すべき事項について衛生委員会で情報共有を図るとともに、産業医による面談の利用を促すなど、職場環境の改善に向けた取り組みを実施しました。その結果、令和 7 年度の教員満足度は 55.54 点と、5.93 ポイント改善しました。引き続き、心理的安全性の確保や労務環境の改善に向け、必要に応じた取組を行っています。			

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人三重県厚生事業団
公の施設名	三重県身体障害者総合福祉センター		
補助金等名	障がい者スポーツ運営事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 令和3年度から6年度にかけて虐待事案が発覚した後、虐待防止改善計画を改定し、職員研修の充実や風通しの良い職場環境を整え、虐待が疑われる事案が発生した際には通報を適正に行うなど改善に向けた取組が進む中、再び虐待事案が認定された。その際、公表のあり方に改善すべき点が見られた。 そのため、利用者、その家族及び地域の信頼回復に努め、認定事案に対する検証を十分行い、再発防止を徹底されるとともに、利用者及びその家族のプライバシーを十分踏まえて適切に公表を行われたい。 また、施設運営に係る積極的な情報発信を行い、利用者、その家族及び地域に信頼される施設づくりに取り組まれたい。			
(2) 公の施設管理に関する基本協定書に定める成果目標について、令和5年度及び6年度と対策を講じたが、5年度に引き続き6年度も多くの項目で実績が目標を下回っているため、引き続き医療機関等と連携しながら、より一層、目標が達成できるような実効性のある取組を策定し実行されたい。			
(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
固定資産台帳		ア 建物の現況を正しく記帳していなかった。	
所管部局に対する意見			
(4) 団体により策定され運用されている虐待防止改善計画の履行状況を検証し、虐待事案の未然防止について、その実効性を高めるよう取り組まれたい。			
(5) 基本協定書に定める成果目標については、目標が達成できるよう、指導・助言等を行われたい。			
(6) 交付要領等において、仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額がある場合の取扱いを定めていないので、今後、規定を整備されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 当事業団においては、関係法令に基づく県の指導をふまえ、「三重県いなば園虐待防止改善計画」（計画期間：令和6年9月～令和8年3月。以下、「改善計画」という。）を策定して虐待防止に取り組んできました。 本件については、改善計画において虐待再発防止推進体制の中心と位置付けている「いなば園虐待防止委員会」（外部有識者も参画）で検証を行いました。 また、再発防止に向けて、この検証結果はもとより、改善計画に掲げた取組の令和7年度の評価（自己評価及び「改善評価委員会」（福祉機関や教育機関、家族会等で構成）による評価）や改善計画の総括、県からの指導をふまえて、課題と対応策を整理し、改善計画の期間を延長して集中的・計画的に取り組んでいくこととしました。 本件の公表については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や国が策定した手引きをふまえるとともに、国や地方公共団体等の様々な事案の公表基準等を参考にし、被害に遭われたご本人及びご家族、関係者のご意向を尊重して対応しましたが、今回のご指摘をふまえ、他の法人等の対応を調査するなどし、改善点の検討を行ったところです。 いずれにしましても、ご本人及びご家族、関係者のご意向を尊重するとともに、これらの方々			

の権利利益を侵害しないこと等を重要な視点として、県に指導・助言等をいただきながら、より適切な公表の在り方等を検討してまいります。

施設運営に係る情報発信については、広報誌やホームページをはじめとした従来の取組に加え、令和7年度より、施設運営に外部の視点を入れることを目的として、利用者、家族、地域住民の代表者、障がい福祉の知見を有する市町担当者に参加いただき地域連携推進会議を設置・開催することとしたため、このような場等も活用して、積極的な発信に努めてまいります。

- (2) 日中活動系サービス利用率及びリハビリテーション実施件数については、障がい者一人ひとりの障がい特性や機能の回復状況等を総合的に勘案して回復期病院から最適な障害者支援施設へとつなぐことが最も重要であるとの認識の下、医療機関等との連携・協力関係の再構築に取り組んでいます。具体的には、コロナ禍以前に実施していた退院前からの相談・提案や情報共有等の再開等に向け、病院や関係機関へのメリハリをつけた訪問の実施、身体障害者総合福祉センター利用のメリットを医療従事者に実感していただくための施設見学、さらには県内の国立大学附属病院リハビリテーション科との連携協定の締結等を行いました。また、これらをはじめとした改善策を効果的に進めるため、関係機関とのネットワークを有し、コロナ禍以前に目標達成に大きく貢献していた職員を配置しました。

また、障がい者スポーツ大会の参加者数に関しても、関係者から伺った意見をふまえ、次年度の大会の案内方法等を改善することとしました。

県の指導・助言もいただきながら、こういった取組によって成果目標の達成に努めてまいります。

(3)

項 目	内 容
固定資産台帳	ア 建物について、令和7年度決算から固定資産台帳の移動手続きを実施し、実状に沿う拠点へ変更しました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (4) 令和6年11月に提出された「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」の履行状況を確認するため、福祉監査課と障がい福祉課が合同で以下のとおり確認監査を実施しました。

- ・令和6年12月～令和7年1月に3日間、職員20名に聴き取りを行いました。
- ・令和7年5月～6月に3日間、職員17名に聴き取りを行いました。

令和7年12月、県内外の有識者等が参加する三重県いなば園における障がい児・者虐待対策チーム会議を設置し、3回にわたって事案発生要因分析及び改善・再発防止に向けたビジョンや具体的な取組について検討を行いました。チーム会議で指摘された事項をふまえ、「三重県いなば園虐待防止改善計画」を改訂するよう指導しました。

- ・チーム会議第1回（令和8年1月16日）、第2回（令和8年2月13日）、第3回（令和8年3月10日）

- (5) モニタリング（実地調査）を実施し、日中活動系サービス利用率やリハビリテーションの実施件数等の成果目標達成に向け、医療機関等との連携・協力関係の再構築など必要な障がい者がセンターの利用につながる取組の実施を助言しました。（令和8年2月12日）

また、障がい者スポーツ大会等への参加拡大については、関係者の意見を共有し、周知方法の改善などを助言しました。

- (6) 「障がい者スポーツ運営事業費補助金交付要領」に仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額がある場合の取扱いの規定を整備しました。

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	公益財団法人三重ボランティア基金
監査結果及び意見			
(1) 団体は社会福祉法人三重県社会福祉協議会と一体とした活動を行っており、運営体制としても専任職員はおらず、同会と兼務している状態であるため、今後より良い組織のあり方について他の同種の団体を参考にし、検討を行われたい。 (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
理事会における職務状況報告	ア 理事長及び常務理事の自己の職務執行状況の理事会への報告を法令及び定款に定める回数を満たすまで行っていなかった。		
基本財産の処分	イ 基本財産の処分について、定款に沿った処理を行っていなかった。		
所管部局に対する意見			
(3) 団体のより良い組織のあり方について、十分な検討を行うことができるよう、指導・助言等を行われたい。 (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 今後の組織運営のあり方について、他の同種の団体等の状況を参考に、社会福祉法人三重県社会福祉協議会と協議し、専任職員の配置等の検討を進めてまいります。 (2)			
項 目		内 容	
理事会における職務状況報告	ア 令和7年度は適切に報告を行いました。なお、今後は法令及び定款に沿った処理を確実に実行できるよう、理事会及び評議員会で審議する内容をまとめたチェックリストを作成し、適切な処理ができるように努めます。		
基本財産の処分	イ 令和8年3月の理事会・評議員会において、議案として上程し、遡及して承認を得ました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(3) より良い運営体制の構築に向けて、事務担当職員の専任配置等、最適な人員配置について、関係者間で十分な協議、検討が行われるよう、指導・助言等を行います。 (4) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。また、再発防止のため、必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	農林水産部	団体名	公益社団法人三重県緑化推進協会
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
財務諸表	ア 貸借対照表の投資有価証券の計上額について、正しく記載していなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
財務諸表	ア 監査結果及び意見については、令和8年3月25日に開催した第52回理事会にて報告を行うとともに、令和7年度決算から、投資有価証券の計上額について、ご指摘どおりに記載しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	県土整備部	団体名	株式会社名阪造園
公の施設名	県営都市公園 北勢中央公園		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
経理事務	ア 委託契約において、委託者である団体が保管している契約書に自身の記名押印をしていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		内 容	
経理事務	ア 委託契約において、委託者である団体が保管している契約書に記名押印されていることを確認しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務に関し、改善を要する事項について適正に処理するよう指導しました。今後も、定期的な会議の場において、引き続き指導、助言等を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	教育委員会	団体名	有限会社熊野市観光公社
公の施設名	三重県立熊野少年自然の家		
監査結果及び意見			
(1) コロナ禍において減少した施設利用者数は回復傾向にある一方、施設宿泊者数については定員稼働率が回復していないことに加え、児童、生徒数の減少及び地理的条件の不利など、施設を取り巻く状況は厳しいことから、今後利用者は更に減少していくことが予想される。 そのため、地域の協力も得ながら指定管理者及び研修施設の特長を生かして施設宿泊者数を増加させるための取組を検討し、実行するとともに、持続可能な運営を念頭に置いた合理的な料金設定について、引き続き県と協議されたい。			
所管部局に対する意見			
(2) 基本協定書に基づく定員稼働率の目標値については、他の類似施設と比べて低い水準で設定されており、公の施設の有効利用という観点から次期指定管理者選定の際には料金設定も含めて見直しを検討するとともに、他部局と連携して施設の魅力を高めるなど宿泊利用者を増加させるための方針を検討し、次期指定管理者選定の条件に反映されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕 (1) 当施設の宿泊数の増加に向けて、令和 8 年 5 月に東京都内で開催された公益社団法人三重県観光連盟主催の「三重県観光商談会」に参加し、青少年教育施設として数多くの学校やスポーツ少年団等の合宿、海外のスポーツチームなどの受入れを行ってきた実績等の P R を行いました。 また、令和 8 年度内に県内のすべての市町の教育委員会事務局を訪問し、体験学習先としての認知度の向上に努めるとともに、当施設の魅力向上に繋がるような新たな体験メニューについても開発を進めていきます。 持続可能な運営を念頭に置いた合理的な料金設定については、令和 10 年度からの次期指定管理期間に向けて県との協議を進めます。			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕 (2) (定員稼働率の目標値について) 当施設の定員稼働率の目標値(令和 6 年度:17.0%)は、本県のもう一つの青少年教育施設である三重県立鈴鹿青少年センターの目標値(令和 6 年度:29.2%)と比較して低い数値を設定しています。 これは、両施設の立地や設備、過去の実績等を踏まえ、指定管理者を公募した際に提示した「指定管理期間を通じ達成すべき成果目標」の一つとして指定管理者募集要項に定められたものです。 令和 10 年度からの当施設の次期指定管理者の公募に当たっては、両施設の利用実績や他県の青少年教育施設の利用実績等を踏まえ、適切な定員稼働率の目標値を設定します。 (利用料金の設定について) 当施設の利用料金については、当施設が社会教育法第 5 条第 1 項第 4 号に基づく青少年教育施設であることを踏まえ、昭和 52 年の開設以来、市場価格と比較して低額に設定しています。 今後、他県の青少年教育施設の利用料金も参考に、現在の指定管理者の意見も聴きながら、青少年教育施設として適切な料金設定の検討を行います。 (宿泊利用者の増加について) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に近く、しかも、熊野地域の豊かな自然に囲まれた立地を活かし、青少年教育活動にも配慮しながら、参詣道を旅する方々やインバウンドの宿泊施設としての活用なども視野に、庁内関係部局と連携しながら宿泊利用者の増加に努めます。 また、次期指定管理者の選定に当たっては、宿泊利用者の増加に関する方策を審査基準に盛り込みます。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	地域連携・交通部	団体名	公益財団法人日本テニス協会
補助金等名	レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金		
監査結果及び意見			
(1) 概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
(2) 交付要領等において、仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額がある場合の取扱いを定めていないので、今後、規定を整備されたい。			
講じた措置			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 交付要領を改正し、仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額がある場合の取扱いならびに報告書の様式を規定しました。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	防災対策部	団体名	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会
補助金等名	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練負担金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 委託業務に係る再委託の承認手続きを行っていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後は、同様の事業において、適正な処理を行うよう留意されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 実行委員会は令和7年3月27日をもって解散しました。		
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 今後、県の負担金等を活用して同種の事業を実施する場合は、今回の監査結果及び意見を十分にふまえ、適正な補助金事務を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人太陽の里
補助金等名	軽費老人ホーム運営費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 交付申請書において、補助金交付申請額の算定に誤りがあった。(補助金の確定額に影響はない。)		
所管部局に対する意見			
(2) 交付決定通知書について、申請書の申請額に算定誤りがあるにもかかわらず、申請どおりの額で交付決定をしていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。			
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目	内 容		
補助金等事務	ア 交付申請時や実績報告時に算定誤りがないか十分確認するよう、周知・徹底しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 交付申請書等について、内容を十分に確認してから交付決定することを徹底しました。			
(3) 団体の会計事務等について、適正な処理を行うよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう、必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	学校法人常磐学園
補助金等名	私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金		
監査結果及び意見			
(１) 概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
(２) 補助金取扱要領の交付額算定に係る記載内容に誤りがあったので、今後、適正な事務処理を行われたい。(補助金の確定額に影響はない。)			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (２) 補助金取扱要領の確認不足が今回の記載誤りの原因であるため、記載内容を担当者が細部まで再確認するとともに複数の目によるダブルチェックを徹底しています。 また、今回の記載誤りについて、班会議の場で全ての班員に情報共有と注意喚起を行い、再発防止に努めています。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	観光部	団体名	アクアイグニス多気ホテルアセット株式会社
補助金等名	地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金		
監査結果及び意見			
(1) 概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
(2) 当該補助金において事前着手がある場合の取扱いについて、交付要領に定めていないので、規定を整備されたい。			
講じた措置			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 令和 6 年度の施設整備等補助事業より、交付要領に事前着手についての規定を定め、事業を実施しています。			

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
